

2024年度  
関西学院大学ロースクール  
B日程

一般入試（法学既修者）

刑 法 問 題

《 1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【刑 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問〕に答えなさい。

Aの事情をよく知っているXは、資産家であるAの留守宅に勝手に入って、現金を持ち出す計画を、金に困っているYにもちかけ、Xは、「Aは資産家だから多少の現金を持ち出してもAは痛くも痒くもないだろう。」と話し、Yも、A宅なら現金を持ち出してもよいと思い、Yはこの計画を了承した。Yがこの計画を実行に移すこととし、得ることができた現金は、XとYにおいて折半することとした。

Yは、XからAが留守であるとして教えられた日時にA宅を訪れ、その玄関扉を解錠して、A宅内に入った。Yは、現金がないかA宅内の各部屋を回って見て、書斎の書棚に並べられている書籍の中にも現金が隠されているのではないかと書籍を手にとって探したが、Aは大量の蔵書の中に現金を紛れ込ませていたため、Yは、現金を見つけることができなかった。

Yは、Xからもちかけられた計画を実行することをあきらめ、A宅を出て1キロメートル離れた自宅に自転車で帰った。Yは、「A宅に入ったが、A宅には現金がなかった。」と電話で報告した。しかし、Yは、翌日、その妻から貧乏であることを叱責されたため、自由に使える現金をどうしても手にしたいと思い直し、もう一度、A宅付近を訪れたところ、A宅の隣のB宅内が夜間であるのに点灯されていないことに気がつき、午後8時ころ、B宅の玄関扉を解錠して、B宅内に入った。B宅の居室には、現金等の入ったBが所有する財布が置かれていたため、Yは、これを持って、すぐに帰宅した。帰宅してから財布の中を確かめると、現金は3万円しか入っていなかったため少ないと考え、再び、自転車でB宅に戻って現金を持ち出そうとして、午後8時30分ころ、B宅に入った。その直後、帰宅したBが玄関扉を開けたところ、家の中をうろついているYに気がついた。泥棒に入られたことに気がつき、YをつかまえようとしたBに対し、Yは、逃げようとして、持っていた小型ナイフを突き出し、Bの腹部を刺して、戸外に出て走り去った。Bは、全治1か月の重傷を負った。

〔設問〕

この事例におけるXおよびYの罪責について、論じなさい（住居等侵入罪および特別法違反の点は除く。）。

2024 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B 日程：刑法】

《出題趣旨》-----  
-----

X と Y が、A 宅への侵入および現金の窃盗を計画し、Y において実行することを共謀したが、Y は、侵入したものの、現金を発見することができなかった。Y は、計画の実行をあきらめたが、翌日、妻から叱責されたため、思い直し、A 宅の隣の B 宅に侵入し、財布を窃取して帰宅した。しかし、その約 30 分後、再び、B 宅に戻ったところ、帰宅した B に発見され、B による逮捕を免れるため、B を負傷させたという事案について、X と Y の罪責を論じることを求める問題である。

《解説・講評》-----  
-----

解説

#### 第 1 Y の罪責

1 A 宅において現金を物色したが、現金を見つけることができなかったこと  
窃盗未遂罪の成否が問題となる。

2 B 宅から現金 3 万円入りの財布を持ち出したこと  
窃盗既遂罪の要件を充足するかが問題となる。

3 B 宅に戻ったとき、B をナイフで刺して負傷させたこと  
窃盗犯人である Y が、B からの逮捕を免れるため、B をナイフで刺したことが、事後強盗罪の要件を充足し、B を負傷させたとして、(事後)強盗傷害罪が成立するかが問題となる。

事後強盗罪の要件を充足するかについて、本問と類似の状況において行われた行為に関する判例として、最判平成 16・12・10 刑集 58 卷 9 号 1047 頁がある。

この判決は、「原判決は、……被告人が、盗品をポケットに入れたまま、当初の窃盗の目的を達成するため約 30 分後に同じ家に引き返したこと、家人は、被告人が玄関を開け閉めした時点で泥棒に入られたことに気付き、これを追ったものであることを理由に、被告人の上記脅迫は、窃盗の機会継続中のものというべきであると判断し、

被告人に事後強盗罪の成立を認めた。……しかしながら、上記事実によれば、被告人は、財布等を窃取した後、だれからも発見、追跡されることなく、いったん犯行現場を離れ、ある程度の時間を過ごしており、この間に、被告人が被害者等から容易に発見されて、財物を取り返され、あるいは逮捕され得る状況はなくなったものというべきである。そうすると、被告人が、その後に、再度窃盗をする目的で犯行現場に戻ったとしても、その際に行われた上記脅迫が、窃盗の機会の継続中に行われたものということはできない」と述べて、被告人について、事後強盗罪の成立を否定した。これを参照するとき、本問においては、どのように解されるかが問われることになる。

## 第2 Xの罪責

1 YがA宅において現金を見つけることができなかったことについて窃盗未遂罪の共同正犯の成否が問題となる。

2 YがB宅から現金3万円入りの財布を持ち出したこと等について窃盗既遂罪および傷害罪の共同正犯が成立するかが問題となる。

そもそも、Xは、Yに、Aについての情報を提供し、A宅ならば侵入して現金を窃取してもよいという認識でYと一致することによって、被害者をAとする住居侵入と窃盗の共謀を行っている。また、Yは、Xからもちかけられた計画を実行することをあきらめ、帰宅し、「A宅に入ったが、A宅には現金がなかった。」と電話で報告したにもかかわらず、翌日、妻から叱責されたため、思い直して、窃盗既遂等の行為に及んでいる。このような行為が、XがYと行った共謀に基づいて行われたといえるかが問われる。

### 講評

全体として重要な論点は摘示された答案が多かったが、事後強盗罪の要件について、暴行・脅迫が窃盗の機会の継続中におけるものであることが記述されていないなど、必ずしも十分な理解が示されていないものが散見された。また、「罪となるべき事実」や「Xの主張」が掲げられるなど、本問の解答において必要でないと思われる表現がされている答案もみられた。

以 上